

# 半田市償却資産に関する取扱い等実施要領

## 第1章 償却資産の概要

### 1. 要領の目的

この要領は、固定資産税（償却資産）に関する事務の取扱い等を定めることにより、適正な課税業務を実施することを目的とする。

### 2. 固定資産税における償却資産

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものとする。（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）（地方税法（以下「法」という。）第341条第1項第4号）

### 3. 償却資産申告の義務

償却資産は土地や家屋のような登記制度がないことから、所有者からの申告内容を基に賦課決定をしており、毎年1月1日現在において市内に保有している資産の「名称・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・特例の適用」等を記入し、同年1月31日までに提出するものとしている。（法第383条）

### 4. 償却資産の要件

固定資産税の対象となる償却資産は次の要件に該当するものとする。

- （1） 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産
- （2） 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産
- （3） 減価償却が終わり、残存価格のみ計上されている償却済資産や減価償却を行っていない資産
- （4） 建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分が事業の用に供されている資産
- （5） 遊休資産であっても維持管理が行われている資産
- （6） 未稼働資産（まだ稼働していないが、既に完成している資産）
- （7） 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）

ただし、次の要件に該当する資産は、申告の対象とならないものとする。

- （1） 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- （2） 無形固定資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- （3） たな卸資産（商品、貯蔵品）及び繰延資産

- (4) 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象）
- (5) 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象）
- (6) 用途廃止資産
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されるもの）
- (8) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括して均等償却しているもの
- (9) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

## 第2章 償却資産の評価

### 1. 償却資産の課税のしくみ

申告書に基づき決定した評価額を原則として課税標準額とし、これに税率1.4%を乗じて税額を決定する。

ただし、船舶、車両、航空機等のように、各地を移動して使用される資産については、所在市町村が必ずしも一致しないことから、法第389条第1項第1号の規定がある場合を除いて、その主たる定けい場又は定置場所在の市へ報告することとする。

なお、償却資産の免税点は課税標準額の合計が150万円となっており、これ未満であれば課税はしない。(法第351条)

### 2. 償却資産の評価

償却資産の評価とは、評価基準に基づき、資産の取得価額及び耐用年数を基に、償却資産の価格を求めることをいい、償却資産の価格は、適正な時価をいうとされている。(法第341条第5項)

なお、適正な時価は、正常な取引条件のもとで成立する取引価格であり、この価格の算定方法は評価基準で定められる。(法第388条第1号)

償却資産の課税標準額は、償却資産の価格を基礎にして算出する。

### 3. 前年中に取得された償却資産の評価

前年中に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に $r/2$ を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとし、 $r$ は、当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」(評価基準別表第15)に掲げる耐用年数に応ずる減価率とされている。

実際の計算については、次のとおりとする。

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - r \times 1/2)$$

※ $r \times 1/2$ の結果については、小数点第4位を四捨五入する。

### 4. 前年前に取得された償却資産の評価

前年前に取得された償却資産とは、賦課する年度の前年度の賦課期日以前に取得されたものをいい、評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとされている。

実際の計算については、次のとおりとする。

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

## 5. 前年前に取得された償却資産で新たに課税されることとなるものの評価

前年前に取得された償却資産で、当該年度において新たに課税されることとなるものの評価は前記1、2に準じて行うものとされている。

これには、次のような場合の償却資産が該当する。

- (1) 前年度まで償却資産が非課税とされていた償却資産が、地方税法の改正や用途の変更等により、その年度から課税されることになる場合
- (2) 従来まで非事業用として使用していた資産を、新たに店舗等に移して事業の用に供するようになったため、その年度から課税されることになる場合

ただし、従来から事業の用に供していた資産が、なんらかの事情等で取得後数年にわたって申告がされず、新たに申告された場合は除く。

実際の計算については、次のとおりとする。

X年に取得された資産をY年度に課税

$$X + 1 \text{ 年度の評価額} = \text{取得価額} \times (1 - r \times 1 / 2)$$

$$X + 2 \text{ 年度の評価額} = X + 1 \text{ 年度の評価額} \times (1 - r)$$

$$X + 3 \text{ 年度の評価額} = X + 2 \text{ 年度の評価額} \times (1 - r)$$

：

$$Y \text{ 年度 の 評 価 額} = (Y - 1 \text{ 年度の評価額}) \times (1 - r)$$

なお、当該償却資産が昭和25年12月31日以前に取得されたものであるときは、当該償却資産の取得価額に「物価の変動に应ずる補正倍数表」（評価基準別表第16）に掲げる取得の時期に应ずる倍数を乗じて補正を行うこととする。

## 6. 取得時期の判断

事業の用に供することができる状態であれば、その時点を取得した時期と判定することになる。事業の用に供することができる状態にあるかどうかの判定は、その資産の種類、機能、企業の形態、内容等を検討し、客観的な事実認定によって判断する。

ただし、その償却資産を事業の用に供するために許認可の手続きが遅れている等の特別な事情のない限り、許認可を受けた日を持って、その償却資産の取得時期として取り扱う。

(例) X社本社(A市)が所有する機械設備(H25.11取得)について、X社工場(B市にてH26.2新築)でH26.4から行う事業で使用するために初期設定のみ行い保管していた。実際、H26.4にはその機械設備はX社工場へ移設し、工場が稼働した。申告・課税はどのように行うべきか。

→H27申告時に、X社よりB市へ資産を申告(H26.4取得)、課税となる。

## 7. 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額（以下「付帯費の額」という。）を含む。）をいうものとする。

なお、その算定には原則として法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上当該償却資産の減価償却費の基礎となる取得価額の算定の例によることとされている。従って、消費税についても、法人税及び所得税における会計処理に従って取り扱う。法人税及び所得税においては、消費税の会計処理について、消費税額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法（税込経理方式）と、消費税額を売上高及び仕入高に含めないで区分して処理する方法（税抜経理方式）の2通りの方式が認められており（平成元年3月1日付直法2-1、平成元年3月29日付直所3-8、直資3-6）、いずれの方式を採用するかは事業者の任意とされているため、償却資産の取得価額は、事業者が税込経理方式を採用している場合には消費税額を含んだ金額となり、事業者が税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額となる。

## 8. 取得価額算定の原則

取得価額の算定は、原則として他から購入した償却資産にあつては、その購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあつては、その建設、製作、製造のための原材料費、労務費及び経費の額に、その償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとする。

## 9. 取得価額の算定

償却資産の取得価額の算定方法については、特別の定めがある場合を除くほか、法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例により算定することとされているため、償却資産の取得価額の算定は、租税特別措置法による特例（圧縮記帳）を考慮せず行うこととなり、償却資産の評価においては、圧縮相当額を取得価額に含めて算定することになる。

また、法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定により法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額並びに所得税法第42条から第44条まで及び第165条の規定により個人の各年の所得の計算上総収入金額に算入しない額は、当該償却資産の取得価額に含めて算定する。所得税法第58条の規定により、譲渡がなかったものとみなされる取得資産の取得価額は、当該取得資産の取得時における価額により算定する。

## **10. 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額**

取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額（固定資産税が課されるべき年度の賦課期日現在に一般市場においてその償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額）によるべきものであるが、再取得価額も明らかでない場合には、資産再評価の基準の特例に関する省令の規定によって求めた推定取得価額によるものとする。

## **11. 課税標準の特例**

法第349条の3及び本法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減される。特例については、申告者の申告をもって適用することとする。

## **12. 償却資産の調査**

申告書の正確性や資産の保有状況などの実態を把握することは難しく、また、申告すべき対象者が申告していない案件もあることから、償却資産に関する調査等については、「半田市償却資産に関する調査要領」で別に定めるものとする。

### **第3章 償却資産申告の賦課処理について**

#### **1. 提出期限内の申告**

その年の申告期限である1月31日までに申告がされたものについては、受付後、速やかに当初賦課処理を行うこととする。

#### **2. 提出期限後の申告**

その年の申告期限である1月31日を過ぎても申告がなく、その後遅れて申告があったものについては、3月上旬までの受付分は当初賦課処理を行い、それ以降のものは翌年度5月を目途に随時更正を行うこととする。

#### **3. 修正申告**

以前申告した内容から修正があった場合、修正内容を記載した申告書を提出してもらい、適宜更正を行うこととする。

#### **4. 過年度申告漏れ資産の処理**

申告された内容について、本来申告すべき年度が過年度であったことが判明した場合、翌年度6月を目途に法第17条の5の規定により最大5年の遡及課税を行うこととする。

この場合、下記のこと注意到して処理を行うこととする。

(1) 修正申告の提出をもって行うこととする。

ただし、増加については、増加資産の把握が容易であるため、修正申告の提出を必須としないこととする。

(2) 更正前及び更正後の課税標準額が免税点未満の場合は対象外とする。

(3) 記載内容が不明な場合は、必ず申告者に電話等で確認を行う。

#### **5. 賦課更正**

申告内容に修正があった場合、速やかに賦課更正を行うこととする。また、過年度課税については5年遡及を原則とする。

## 第4章 償却資産の用語等

### 1. 課税客体

固定資産税の課税客体と税務会計（国税）における減価償却資産は異なる。以下は固定資産税の償却資産に含まれない

- (1) 無形減価償却資産
  - (2) 家屋及びその付属設備
  - (3) 自動車及び軽自動車税の課税客体（ナンバープレートなくても）
  - (4) 牛、馬、果樹その他
- (その他の例)

資産	取扱い
ゴルフコースの芝	土地として扱う（年一程度での張替、修繕費に含まれる）
温床施設	恒常的に屋根及び周壁類を有すれば家屋として扱う
図書の購入費用と追録費用	全巻をセットとみるか否かで判断は変わる。基本は1冊毎だが、法規集等は全巻そろって成り立つため、セットとして判断する。追録費用については、通常の維持管理（修繕費）と考えるので、償却資産ではない
消費税	所有者が採用している税務会計上の経理方式に基づく（税抜経理方式か税込経理方式）。

### 2. 遊休資産

市場の景気変動、転用見込み、改造予定（修理中の資産を含む）のために、一時的に稼働を停止している遊休、未稼働資産であって、その資産が事業の用に供する目的をもって保有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にある場合は、償却資産として固定資産税が課税される。

### 3. 用途廃止資産

生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の理由によって、現実には使用されなくなり、将来的に転用する見込みがなく、客観的に、明らかに事実上の廃棄状態（解体又は撤去もされないで）であるものは、償却資産には該当せず固定資産税は課税されない。

### 4. たな卸資産

たな卸資産とは、商品や製品、原材料のことをいい、償却資産には該当せず固定資産税は課税されない。

ただし、事業者が「商品のつもり」でも実際は事業用資産として使用している場合は償却資産として固定資産税は課税される。



## 5. 繰延資産

繰延資産は法人税法または所得税法において、「法人（又は個人）が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの」とされている。資産という名がいつているが、実質は「費用」的な性格を持っているため償却資産には該当せず、固定資産税は課税されない。

ただし、「開発費」の中に機械装置の購入費用が含まれていたり、「資産を賃貸しているときの支出権利金」に店舗造作費用を含めていたり、課税客体が隠れているケースもあるので、注意が必要。

## 6. 税務会計（国税）上で減価償却されていない資産

企業によっては、赤字決算、配当政策その他の事情のために、減価償却資産について全く減価償却を行わない場合があるが、本来、損金または必要な経費に算入されるべき性格のものであれば、償却資産として固定資産税は課税される。

## 7. 銀行が貸付金に対する対物弁済として取得した機械設備

銀行としては、これらの機械設備を貸付金に対する弁済により取得したに過ぎず、銀行自体も銀行法等で定められた業務以外営むことはできない。実質的には事業の用に供する資産とはいえ、固定資産税の課税客体である償却資産には該当しない。

## 8. ファイナンス・リースや所有権留保付割賦販売で契約を結んだ場合

ファイナンス・リース（賃貸借や所有権移転外除く）とは、契約満了後ほぼ無償で借主に譲渡であり、所有権留保付割賦販売とは、全額支払い完了後に所有権が買主に移ることである。

（例）A・・・売主（貸主）、B・・・買主（借主）

例の場合、A・Bの共有資産となるため、固定資産税の納税義務者はA、Bで、連帯納税義務を負うこととされる（法342③、法10の2①）。申告及び課税については、原則としてBが対象となる（取扱通知第2章第1節第11）。

なお、ファイナンス・リース以外のリースを「オペレーティング・リース」という。

## 9. オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいい、リース期間満了後にリース会社に返還するリース取引のことをいう。

この場合、申告及び課税については、リース会社が対象となる。

## 10. 中古資産

### (1) 取得価額の考え方

中古資産であっても、前所有者が所有したときの評価額と関係なく、その購入時の取得価額を基準として評価額を算出する。ただし、承継取得した中古資産については、その償却資産の新品価格から取得の日までの経過年数に応ずる減価を行った後の額による。

### (2) 耐用年数の考え方

①見積法・・・使用可能期間を見積もって算定する方法

②簡便法・・・①が困難な場合、以下の算式を用いて算定する方法

(A) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

$$\text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(B) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

※中古資産を事業用に供するにあたり支出した改良費が、中古資産取得価額の50%を超える場合簡便法を用いることができない

## 11. 圧縮記帳

法人税法等においては圧縮記帳が認められており、設備を購入するために国や県から補助を受け、圧縮後（減額後）の取得価額で申告が可能である。

ただし、固定資産税の償却資産では、圧縮記帳は認められないため、評価を行う際には圧縮額を含めた額を取得価額とする。

## 12. 減価償却資産

法人税法では次に掲げるものが減価償却資産の範囲となる。

- (1) 建物及びその附属設備
- (2) 構築物
- (3) 機械及び装置
- (4) 船舶
- (5) 航空機
- (6) 車両及び運搬具
- (7) 工具、器具及び備品（観賞用、興行用含む）
- (8) 無形固定資産（鉱業権、ソフトウェア等）
- (9) 生物（牛、馬、果樹等）

### 1 3. 無形固定資産

無形固定資産の中で、経営活動に利用され、時の経過によって価値が減少するもののうち、無形のもの、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等をいう。無形減価償却資産は、基本的に固定資産税の課税客体である償却資産には該当しない。

#### 【ソフトウェアの定義（税務会計上）】

- ・コンピュータに一定の仕事を行わせるためのプログラム
- ・システム仕様書、フローチャート等の関連文書

※ソフトウェアであっても、そのソフトウェアがなければ設備そのものが作動しないものは、その設備の取得価額に含める

(例) ハードディスクに保存された CD 音源

→ソフトウェアには該当しない。また、磁気テープに保存されていても、ハードディスクに保存されていたとしても、保存媒体が違うだけで、有形固定資産となる。

### 1 4. 生物

観賞用、興行用の生物（動物園や水族館等の生物）及び医療用の生物については、償却資産として固定資産税は課税される。

### 1 5. 店子資産（家屋の賃借人等が施した付帯資産）

家屋の主体構造部の所有者以外の者が取り付けた内装・建築設備で主体構造部と一体となって効用を発揮しているもので、主体構造部に付着してこれを分離復旧することが事実上不可能となるか、社会経済上著しく不利益となると認められるものを付合資産という。

第一種付合資産	家屋の主体構造部の所有者が当該資産の所有権を取得し、家屋に含めて評価するもの	間仕切骨組、内部仕上、外部仕上、床仕上、天井仕上等
第二種付合資産	当該資産は賃借人等に留保されるもので、家屋に含めないものとして取り扱うもの	畳、建具、電気設備等

## 16. テナントが取り付けけた特定付帯設備

### 【不動産の付合】

不動産の所有者は、その不動産の従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権限によってその物を附属させた他人の権利を妨げない（民法242条）。

→原則、家屋の附属物は家屋の所有者と同じ

家屋の付帯設備で、当該家屋の所有者以外取り付けけたもので、付合したことによって、当該家屋の所有者が所有することになったもの（特定付帯設備）は、当該取り付けけた者の事業用資産である場合に限り、当該取り付けけた者を所有者とみなすことができる（法343条⑨）

取り付けけた者とは、特定付帯設備を自らの事業の用に供するために取り付けけた者のほか、当該取り付けけた者から、法的地位を承継した者が含まれる。（相続、営業譲渡、合併等）

## 17. 生計を一にする共有資産の考え方

所得税法上で、申告者と生計を一にする配偶者その他親族が所有する資産の減価償却費を必要経費に算入することができる（とされている）。

（例）Aとその妻Bが共有するビルの1階美容院の内装工事を妻Bが単独で行った。

妻Bは償却資産（特定付帯設備）の申告を行う必要があるか。

→必要ない

## 18. 膜構造の建築物に関する考え方

膜構造の建築物とは、屋根の部分に耐久性のある膜材を張り、室内の空気圧を外気圧により膨らませているものをいい、膜材に耐久性が認められるものに限定して次の評価としている。

また、家屋として認定されるテント倉庫についても、同様の取扱いとする。

（1）取得時期が平成28年以前のもは償却資産で評価及び課税を行うこととする。

（2）取得時期が平成29年以後のものは要件を満たしていることに限り家屋で評価及び課税を行うこととする。

## 19. 償却資産申告書の送付に関する考え方（企業電算による申告事業者を除く。）

市内で事業を行う方に申告書を送付する。

なお、資産の所有がない事業者に対しても、事業を行ううえで新たに資産を所有する場合もあることから、申告書の送付は行うこととする。